

# (仮称) バイオエタノールを原料とする SAF-ATJ 製造事業に関する 環境影響評価方法書に対する知事意見

このことについて、環境の保全の見地から慎重に検討を行った結果、下記の事項について十分配慮する必要がある。

## 記

### 1 全体的事項

- (1) SAF 関連施設（以下「計画施設」という。）の施設配置計画、使用燃料、付帯設備の処理能力、排出ガス諸元等が明確になっていないため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）の作成までに事業計画を可能な限り具体化すること。また、具体化できない諸元等については、最も影響が大きくなる場合を想定し、環境影響の予測及び評価を行うこと。
- (2) 事業計画及び工事計画の具体化に当たっては、より一層の環境影響の程度の低減について検討すること。
- (3) 対象事業実施区域の周辺における他事業者の環境影響評価調査について、公表された情報を収集し、可能な限り環境への累積的な影響についての調査、予測及び評価を行うこと。
- (4) 環境影響評価の実施中に、環境への影響に関して新たな事実が判明した場合等においては、必要に応じ選定された環境影響評価の項目及び選定された手法を見直し、又は追加的に調査、予測及び評価を行うこと。
- (5) 事業の実施に当たっては、地域住民及び関係機関等への積極的な情報提供や丁寧な説明に努めること。

### 2 個別的事項

- (1) 大気環境について
  - ・施設の稼働に伴う排ガス等の発生が計画されているため、対象事業実施区域及びその周辺の気象条件等を十分に考慮した調査、予測及び評価を行った上で、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。
- (2) 水環境について
  - ・工事の実施及び施設の稼働に伴う排水の発生並びに海域における水深確保工事の実施が計画されているため、対象事業実施区域周辺海域の特性を十分に考慮した調査、予測及び評価を行った上で、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。
- (3) 土壌環境について
  - ・土壌について、対象事業実施区域における土地の使用履歴や土壌汚染のおそれの有無を把握した上で、予測及び評価を実施すること。
- (4) 動物、植物及び生態系について
  - ・海域における水深確保工事の実施が計画されているため、対象事業実施区域の特性を十分に考慮した調査、予測及び評価を行った上で、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。

- ・生態系に関する調査のうち、水生動物や水生植物に加えて陸生植物の生育環境及び陸生動物の生息環境の分布状況に関する調査手法について、生態系（その四季変動を含む。）の状況を適切に把握し得る期間、時期、頻度とすること。
- ・文献その他の資料調査において希少な動物が確認されているため、これらの生息地となる場所がないか調査を行うとともに、生息地となる場所が確認された場合には希少動物の生息の有無を確認し、環境影響が回避又は極力低減されるよう必要な環境保全措置を検討すること。
- ・現地調査において重要な種が確認された場合には、必要に応じて、専門家等の指導及び助言を得ながら、適切な環境保全措置を検討すること。

#### (5) 景観について

- ・調査地点とする眺望点について、周辺の島々や海からの眺望についても考慮できる調査地点を追加すること。
- ・施設の出現による景観の状況の変化をより具体的に把握できるよう、施設の稼働（煙突からの水蒸気による白煙の排出等）を考慮して調査、予測及び評価を実施すること。

#### (6) 人と自然との触れ合いの活動の場について

- ・施設の供用に伴う人と自然との触れ合いの活動の場の状況の変化について、調査、予測及び評価を実施すること。

#### (7) 廃棄物等について

- ・工事の実施及び計画施設の供用に当たっては、廃棄物の発生抑制や再生利用に努めるとともに、廃棄物を適正に処理すること。
- ・工事の実施に伴い発生する残土については、極力、対象事業実施区域内で有効利用すること。

#### (8) 温室効果ガスについて

- ・計画施設から発生するエネルギーの有効利用を積極的に行い、温室効果ガスの低減に努め、適切に予測及び評価を行うこと。

### 3 その他事項

- ・準備書の作成に当たっては、専門性を備えた、分かりやすい図書となるよう詳細に記載すること。
- ・準備書について地域住民や関係機関等に対して説明を行う際には、文書や図、用語の使用等について工夫した資料を活用するなど、分かりやすい説明に努めること。